(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
さぬき市志度字赤馬崎一八九六番八から同市志度字赤馬崎一八九六番六まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十三号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲八一〇番から同町東明神甲一一四四番一地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
曽於市末吉町深川字寺山原三六六九番五から同市末吉町深川字中崎入口三六〇二番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

九州地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、九州地方整備局及び同局遠賀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年３月31日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

1　河川の名称
①遠賀川水系遠賀川
②遠賀川水系遠賀川
③遠賀川水系笹尾川
2　廃川敷地等が生じた年月日　令和８年３月31日
3　廃川敷地等の位置
①福岡県遠賀郡遠賀町大字老良字砧522番２及び道県同郡同町大字老良字砧523番２及び同県同郡同町大字老良1011番４及び同県同郡同町大字老良1114番２及び同県同郡同町大字老良1115番７及び同県同郡同町大字老良1200番２
②福岡県中間市大字下大隈2304番２
③福岡県中間市土手ノ内一丁目2312番５及び同県同市土手ノ内一丁目2312番６及び同県同市土手ノ内一丁目2312番７
4　廃川敷地等の種類及び数量
①土地1195.85平方メートル
②土地24.14平方メートル
③土地92.97平方メートル

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
曽於市末吉町深川字寺山原三六六九番五から同市末吉町深川字中崎入口三六〇二番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所